

日本国スポーツ庁とブラジル連邦共和国市民省スポーツ特別事務局との間の スポーツ協力覚書

日本国スポーツ庁及びブラジル連邦共和国市民省スポーツ特別事務局（以下個別に「一方」といい、総称して「双方」という。）は、

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた2016年リオオリンピック・パラリンピック競技大会の継承と、2016年に双方の間で署名された協力覚書を考慮して、

以下の項目においてスポーツ協力を強化し、及び推進することを決定した。

項目 1 目的

本スポーツ協力覚書（以下「覚書」という。）は、以下の手段によって二国間のスポーツ分野における協力を推進することを目的とする。

- a) 価値と人間形成の発展に貢献するための教育分野におけるグッドプラクティスの交換
- b) 競技やトレーニングのための選手とスポーツチームの交流
- c) 役員、コーチ、審判、研究員その他のスポーツ専門家の交流
- d) 両国で開催されるセミナー、会議、研修コースその他の活動の参加支援
- e) スポーツと身体活動における情報、出版物その他の資料の交換
- f) スポーツ科学に関するプログラム及び調査結果についての情報交換
- g) スポーツにおける組織的枠組み、法令及び公共政策についての情報交換
- h) アンチ・ドーピングとスポーツ医学についての協力
- i) 障がい者スポーツの発展に向けた協力
- j) スポーツにおける社会包摂プログラムについての情報交換
- k) 高齢者スポーツプログラムについての情報交換
- l) 女性のスポーツ参加促進
- m) 双方で決定されたその他の協力形態

項目 2 実施

本覚書は法的拘束力を有する文書ではなく、ここに記載された活動はそれぞれの国の法令に従って実施される。

項目 3 財政

双方は、本覚書で言及されている活動に対して、双方の予算内で資金を提供する。

双方は、本覚書の下で実施される活動、計画、プログラム及びプロジェクトが、それぞれの法令及び予算の割当てに従って決定されることを認識する。本覚書で言及されているそれぞれの活動は、外交経路を通じてケースバイケースで交渉される。

項目 4
紛争解決

本覚書から生ずる双方のいかなる相違も、双方の相談又は交渉によって解決される。

項目 5
期間、修正及び終了

本覚書の下での協力は双方によって署名された日から開始される。本覚書の下での協力は 4 年間継続する。一方が他の一方に対して、外交経路を通じて書面で本覚書を終了する意思を通知しない限り、同様の期間自動的に更新される。

本覚書は、双方の間の書面による相互の同意によって修正することができる。

本覚書のいかなる内容にもかかわらず、いずれかの一方が、他の一方に書面で通知することにより、本覚書を終了することができる。その終了は、本覚書の下で進行中の事業の実施に影響を与えない。

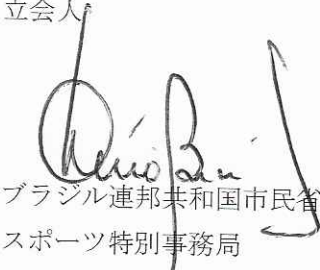
2020年2月10日に、ブラジリアにおいて、同等の価値を有する日本語、ポルトガル語及び英語の言語による本書二通に署名された。解釈に相違がある場合は英語の文書が優先される。

駐ブラジル日本国大使

山田 彰


ブラジル連邦共和国市民大臣

立会人


ブラジル連邦共和国市民省
スポーツ特別事務局